



一般社団法人 国際職業能力育成協会

定 款

# 一般社団法人国際職業能力育成協会 定款

## 第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人国際職業能力育成協会（「英文名 The International Professional Ability Association」）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を千葉県成田市に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本と世界各国とのグローバルネットワーク化が進む中、国際交流事業及び国際人材育成事業を通じ、国際的実践型人材の育成を図り、地域社会、国際社会に貢献し、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際相互理解に資する経済、技術、学術、芸術、教育、文化、社会福祉及び医療等の交流活動の運営及び推進事業
- (2) 外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業
- (3) 外国人技能実習生が本邦へ入国後に上陸基準省令で義務付けられている日本語、本邦での生活一般に関する知識、本邦での修得技能に資する知識、法的保護に必要な情報等に関する入国後講習の実施施設の設置及び運営事業
- (4) 日本と開発途上国の大学生及び職業専門学生インターンシップに関する相互人材育成支援事業
- (5) 職業能力育成に関する教育支援事業
- (6) 職能教育など青少年の社会教育を支援する教育活動に関する事業
- (7) 語学教育機関の運営事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第三章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(1) 社員 この法人の事業を賛同する・個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人を賛助し、後援する個人又は団体

2 前項のうち社員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 賛助会員に関する規定については、別に定める賛助会員規約によることとする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額（社員年会費という）を支払う義務を負う。

2. この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体又は法人（賛助会員という）は、社員総会において別に定める額（賛助会員会費という）を支払う義務を負う。

3. 退会、資格の喪失及び除名された社員が既に納入した会費その他社員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。なお、社員と同様に、賛助会員についても既に納入した賛助会費、金品はこれを返還しない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を正当な理由なく6ヶ月以上履行しなかつたとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

(4) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。



## 第四章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前 2 項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法により議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。



(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第五章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 1 名

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2 名を業務執行理事とする。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任し、代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその職務を執行し、業務執行理事は、この法人の代表理事の代表権を伴わない業務執行に係る職務を分担執行する。

3 業務執行理事は、必要な場合あらかじめ定められた順位に従い、代表理事の代表権を伴わない業務執行に係る職務を代行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の損害賠償責任)

第 23 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



(理事及び監事等役員の損害賠償責任の免除)

第 24 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という。)第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事及び監事(代表理事、理事及び監事であった者を含む。)等の役員の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準(「理事及び監事の報酬等並びに費用の支給基準に関する規程」)に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第六章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会及び監事を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件

を満したときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第七章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。この書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 36 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。



## 第八章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第九章 個人情報の保護及び公告の方法

(個人情報の保護)

第 41 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める個人情報管理規程による。

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附 則

1 この法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

神奈川県横浜市中区万代町 2 丁目 3 番地 1

セルアージュ横濱関内エリーゼ 801 号室

柳 宇星

神奈川県横浜市栄区本郷台一丁目 25 番地 6 号

海老原 嘉洋



## 2 定款の登記変更年月日

この定款の登記年月日 : 平成 25 年 8 月 19 日

この定款の変更年月日 : 平成 25 年 9 月 26 日

この定款の変更年月日 : 平成 28 年 4 月 1 日

この定款の変更年月日 : 平成 29 年 2 月 26 日

この定款の変更年月日 : 平成 30 年 1 月 12 日

この定款の変更年月日 : 平成 30 年 6 月 12 日

この定款の変更年月日 : 平成 30 年 9 月 7 日

